

一関市川崎農村研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
電気器具等（消費電力500W以上のものに限る。_____）を 持込使用する場合の電 気料金	<u>1回につき消費電力 量1kWhまで</u>	50円	電気器具等（消費電力 の合計が500Wを超え る場合に限る。）を持 込使用する場合の電 気料金	<u>コンセント1か所に つき1時間（コンセン ト1か所当たりの消 費電力は1500Wまでと する。）</u>	50円
	<u>1回につき消費電力 量1kWhを超える場合</u>	<u>3kWhまでは100円と し、3kWh増えるごと に50円を加算する。</u>			
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。